

岩手県企業局所管建設工事に係る公募型プロポーザル実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、岩手県企業局（以下「企業局」という。）が発注する建設工事に關し、公共工事の品質確保の促進に關する法律（平成17年法律第18号）第18条に規定する技術提案・交渉方式のうち「公募型プロポーザル方式（設計・施工一括発注工事）」を用いて、企業局が実施する業者選定及び契約手続（以下「プロポーザル」という。）について、国土交通省が定める「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」に準拠し、事務・審査手続を定めるものとする。

(対象工事)

第2 この要綱で対象とする工事は、企業局が「公示段階で仕様の確定が困難」かつ「最も優れた技術提案によらなければ工事目的の達成が難しい」と判断した工事とする。

(選定委員会の設置)

第3 企業局は、対象工事のプロポーザルへの参加を希望する者（以下「応募者」という。）のうち、最も優れた技術提案をした者（以下「優先交渉権者」という。）を選定するにあたり、企業局外の有識者（以下「外部有識者」という。）から意見を聴取し、公平な技術提案書の審査・評価を行うため、選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は企業局次長を、副委員長は企業局技師長をもって充てる。

4 委員は、外部有識者3名以上、企業局職員2名以上とする。

5 企業局長は、外部有識者として学識経験者、県が委嘱している委員、関係する国・市町村等関係機関の職員及び専門的知識を有する企業局外の技術職員等の中から委員を指定するとともに、企業局職員として本庁、施設総合管理所及び県南施設管理所の職員の中から委員を指定する。

6 委員会は、委員長が招集し、委員長は会務を総理する。

7 委員会は、非公開とし、外部有識者1名以上を含む委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

8 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

9 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 参加資格要件の設定

(2) 技術提案書に係る評価項目の選定及び評価基準の策定

(3) 提案者からの技術提案書の審査及び評価

(4) その他、技術提案書の審査・評価を行うために必要な事項

10 委員会の関係者は、委員会の審議内容について、秘密を漏らしてはならない。

11 委員会の事務局は、企業局業務課に置く。

(実施要領)

第4 事務局は、委員会の意見を踏まえて対象工事ごとにプロポーザルの実施に係る必要な事項を実施要領として定め、岩手県のホームページへの掲載等の方法により応募者を募集するものとする。実施要領には次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 工事概要
- (2) 参加資格
- (3) 優先交渉権者の選定に関する事項
- (4) 参加資格の確認等
- (5) 技術提案書等の確認等
- (6) その他（提出資料の様式、留意事項等）

(上限価格の設定)

第5 事務局は、見積り、既往設計、予算規模、過去の同種工事等を参考に企業局が設定した上限価格を実施要領に記載する。

(参加資格)

第6 応募者は、参加資格確認基準日から契約締結日までの間、実施要領に定める参加資格要件を満たしていなければならないものとする。なお、参加資格確認基準日は実施要領に明示するものとする。

2 企業局は、次に掲げる者については、優先交渉権者として選定しないことができる。

- (1) 県から請け負った建設工事の施工が遅れている者
- (2) 経営内容が著しく不健全であると認められる者
- (3) 工事現場の体制等について全般的な改善が必要と認められる者
- (4) 発注側の内部事情に精通した者を擁する者、その他その者を選定すると当該選定の公平性に疑義を生じる恐れがあると認められる者

(参加表明書の確認等)

第7 事務局は、応募者から提出された参加表明書を基に、参加資格要件を満たすことを確認する手続き（以下「資格審査」という。）を実施する。

2 虚偽の記載事項がある場合、参加表明書は無効とし、対象工事への参加を認めないものとする。

3 応募者は、参加表明書の提出後に辞退する場合は、企業局に書面によりその旨を届けなければならない。

4 応募者は、実施要領等に関して書面により質問することができる。

なお、質問書の提出期間及び回答方法等については、実施要領に定めるものとする。

(資格審査の結果通知)

第8 事務局は、資格審査の結果を応募者に通知するものとする。

2 参加資格要件を満たさなかった応募者は、事務局に対して書面（任意様式）により非

該当理由についての説明を求めることができるものとする。

- 3 事務局は、非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日、祝祭日を含まない。）以内に説明を求めた者に対して書面で回答するものとする。

（技術書類の確認及び優先交渉権者の選定方法）

第9 資格審査において要件を満足した応募者（以下、「資格審査通過者」という）は、実施要領で示す期限までに技術提案書を含む提案書類を提出する。

- 2 事務局は、資格審査通過者に対し、提出された提案書類に関する追加資料を求めることができる。
- 3 資格審査通過者は、提出期限以降において提出書類の差し替えや再提出はできない。
- 4 技術提案の内容の一部を改善することでより優れた技術提案となる場合や、一部の不備を解決できる場合には、事務局から技術提案の改善を求め、または資格審査通過者に改善を提案する機会を与えることができる。
- 5 提案書類の審査は、委員会が技術審査及び価格審査を基に、総合評価点を算定し、最も総合評価点の高い者を優先交渉権者として選定する。
- 6 虚偽の記載事項がある場合、提案書類は無効とする。

（優先交渉権者の通知および公表）

第10 企業局は、審査結果を資格審査通過者に対し通知するとともに、岩手県のホームページで公表するものとする。ただし、公表にあたっては、優先交渉権者を除く応募者が特定されない方法により行うものとする。

- 2 資格審査通過者は、企業局に対して書面（任意様式）により審査結果に対する理由の説明を求めることができるものとする。
- 3 企業局は、理由の説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日、祝祭日を含まない。）以内に説明を求めた者に対して書面で回答するものとする。

（契約の締結）

第11 企業局は、優先交渉権者と協議のうえ、対象工事に係る契約を締結する。なお、協議の結果、優先交渉権者との間において、工事に係る契約の締結に至らなかった場合、委員会における総合評価点が高い応募者から順に協議を行う。

- 2 企業局は、契約を締結した者が優先交渉権者と異なる場合、契約締結後に契約者名を公表するものとする。

（予定価格の設定等）

第12 企業局は、予定価格の設定にあたっては、優先交渉権者が提出した技術提案書を尊重するものとする。

- 2 企業局は、前項の規定により予定価格の設定をしたのち、優先交渉権者と契約手続きを行う。

- 3 第11第1項後段の規定により優先交渉権者以外の者と対象工事に係る契約を締結するときは、前2項中「優先交渉権者」とあるのは「応募者」と読み替えて適用するものとする。

(実施上の留意事項)

第13 企業局は、公正に募集手続を執行できないと認められる場合や工事の目的を達成できないと判断される場合には、募集手続の執行を延期又は中止することがある。

この場合、速やかにその旨を岩手県のホームページにおいて公表する。

- 2 各提出資料の作成及び提出に要する費用は、資料を提出する者の負担とする。

(技術提案の帰属等)

第14 第11の規定に基づき対象工事に係る契約を企業局と締結した者（以下「受注者」という。）が提出した技術提案に係る権利のうち、対象工事に関する部分については、企業局に属するものとする。

なお、受注者が他の建設工事等でその成果を使用することを妨げない。

- 2 受注者以外の応募者の技術提案に係る権利は、応募者に属するものとし、許可を得ることなく企業局はこれを使用することはできない。

附 則

この要綱は、令和2年6月18日から施行する。